

災害時における  
生活用水等の提供に関する協定書

令和6年7月22日

鈴 鹿 市

敷島スターチ株式会社



## 災害時における生活用水等の提供に関する協定

鈴鹿市（以下「市」という。）と敷島スターチ株式会社（以下「敷島スターチ」という。）は、鈴鹿市内における地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、市民の生活用水等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （支援協力の要請）

第1条 市は、災害時における生活用水等の確保を図る必要があると認めるときは、敷島スターチに対し、敷島スターチの事業場内に保有している井戸により得られる水（以下「地下水」という。）の提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、水供給要請書（様式第1号）によるものとするが、緊急を要する場合においては口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

### （要請に対する協力）

第2条 敷島スターチは、前条の規定による要請を受けた場合は、井戸又は、給水設備が毀損したとき、地下水の供給が困難なとき、人員の確保が困難なとき、又は敷島スターチの業務の継続に重大な支障が生じているとき、その他敷島スターチが当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。また、本協定書に従い敷島スターチが市に提供する水の対価は無償とする。

### （提供する水の種類）

第3条 敷島スターチが市の要請に応じて提供する水（以下「提供水」という。）は、敷島スターチの事業場保有の次にあげるいずれかの水を提供するものとする。また、提供する水の種類は、敷島スターチの判断により決定するものとする。

- （1）地下水 敷島スターチの管理する井戸から得られた水
- （2）軟水 敷島スターチ保有の軟水化装置により処理された水
- （3）純水 敷島スターチ保有の純水装置により処理された水

### （提供水の使用）

第4条 提供水は、主として生活用水として使用する。なお、敷島スターチは、市の要請を受けた場合には、敷島スターチが実施している水質に関する次の

各号のいずれかに掲げるデータを市に提供するものとする。ただし、市の判断に敷島スターチが提供するデータ以外の検査データを必要とする場合は、市が自らの責任と費用により検査を行う。

- (1) 直近の提供水の食品衛生法に基づく食品製造用水規格検査の検査結果
- (2) 直近の提供水の水道法に基づく水質基準検査の検査結果

(提供水の提供方法)

第5条 提供水の提供方法は市及び敷島スターチが双方協議の上決定する。

2 敷島スターチの事業場外における市民への給水、及び市民への給水に関する一切の活動は、市が行うものとする。ただし、市民に対する給水活動について市が敷島スターチに協力を要請した場合、敷島スターチは、当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、可能な範囲において協力するものとする。また、液体用コンテナ等による給水については、市及び敷島スターチが双方協議の上決定する。

(連絡責任者)

第6条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、市及び敷島スターチの連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(業務の終了)

第7条 本協定による敷島スターチの協力業務の終了は、市及び敷島スターチが双方協議の上決定するものとする。

(第三者からの異議訴え等)

第8条 本協定に関して、第三者から何らかの請求又は訴えがなされた場合、市は自己の責任と費用においてこれを処理解決する。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合はその都度、市及び敷島スターチが双方協議の上で決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 第5条に定める提供の実施について生じた損害は、敷島スターチが負担するものとする。

- 2 第5条第2項に基づき貸与された資機材に破損等の損害が生じた場合は、市がその損害を負担するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、敷島スターチの責めに帰すべき事由である場合は敷島スターチが負担するものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前1か月までに、市又は敷島スターチから何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、敷島スターチが、井戸若しくは給水設備の運転を終了した場合又は井戸若しくは給水設備が回復不能な程度に毀損・滅失するなど、敷島スターチが井戸若しくは給水設備の運転を継続することが困難となった場合は、敷島スターチは市に対し、その旨を書面にて通知し、市はこれを受諾し、本協定は終了するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び敷島スターチがそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年7月22日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

三重県鈴鹿市長太栄町五丁目5番1号

敷島スターチ株式会社

代表取締役社長

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

敷島スターチ株式会社  
代表取締役社長

様

鈴鹿市長

水 供 給 要 請 書

「災害時における生活用水等の提供に関する協定書」第1条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 提供する水の種類 | (1) 地下水<br>(2) 軟水<br>(3) 純水 |
| 提供場所     |                             |
| 提供方法     |                             |
| 備 考      |                             |

※連絡先

担当：

電話：